

観光2次交通バス停等環境整備事業 Q & A

問1 本事業の補助対象となる観光客の立ち寄りが多い観光地域・観光施設等のバス停等とはどのようなものでしょうか。

- 日頃から観光客がよく訪れる観光地域・施設等のバス停のことを指しておりますが、申請書類だけでは判断がつかない場合は、別途観光客とのつながりを証明してもらう必要があります。

問2 本事業の対象となる期間は、いつからいつまででしょうか。

- 本補助事業は、国の重点支援地方交付金を活用して実施をしております。補助対象期間は、令和5年5月1日から令和7年2月末日（事業完了期限）までとなります。

※令和6年12月6日追加記載

- このため、申請事業者からのすべての支払関係の処理、沖縄県への報告、沖縄県から申請事業者への精算を含めた期間が2月末となるため、申請事業者から沖縄県に対しての実績報告は、2月7日（金）までとなります。

問3 補助金の交付申請期限はいつまででしょうか。

【初回公募】

- 令和6年10月31日（木）となります。
ただし、予算の上限に達し次第、早めに受け付けを終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【追加公募（12月）】※令和6年12月6日追加記載

- 令和6年12月27日（金）まで追加公募を行います。
ただし、予算の上限に達し次第、早めに受け付けを終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問4 別事業での補助を受けています（受ける予定がある）が、この場合、本補助事業の交付対象となるのでしょうか。

- 本補助金交付要綱別表の「補助率」に定めるとおり、国庫補助を受けている場合でも、本補助事業の交付を受けることはできますが、この場合、国庫補助と県（本補助事業）を足した財政支援が、8/10を上限となります。
（例）別途国庫補助を受けて、本補助事業の交付申請を行う場合

①バス停等整備

全体経費 300 万円 国庫補助 150 万円 本補助事業 90 万円
→財政支援は 8/10 となる 240 万円

②サイネージ等設置

全体経費 100 万円 国庫補助 なし 本補助事業 80 万円
→財政支援は 8/10 となる 80 万円

問5 自己負担となる2割について、バス停近くの観光施設・店舗などからの協賛金を充当してもよいでしょうか？

充当して差し支えありません。

問6 バス停等が目の前にないため、交通情報を案内するためのサイネージ等をホテル内に設置したいが、宿泊施設でも本補助事業の申請は可能でしょうか。

申請は可能です。

問7 バス停の上屋の整備ではなく、既存の上屋の改修やベンチの設置のみでも申請は可能か。

申請は可能です。

問8 サイネージを設置したいが、バス停の上りと下り2箇所を設置したいが、2箇所分の申請は可能でしょうか。

また、複数のバス停の上屋整備やサイネージを整備したいが、申請は可能でしょうか。

いずれの場合も申請は可能です。

ただし、本事業では、多くの事業者に対し、補助金を交付したいため、事業個所が異なる場所（バス停の上り・下りは事業個所が同じとみなす）については、優先順位が高い実施個所について、補助金を申請してください。

その後、申請状況や予算等を鑑み、2か所目の実施個所についても、補助金が交付できるかどうかの判断をしたいと思えます。